

小松市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による平成29年度財政援助団体等監査を、都市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成29年11月15日

小松市監査委員 小 栗 巖

同 杉 林 憲 治

財政援助団体等監査結果報告

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

- ①指定管理者 社会福祉法人松寿園
- ②指定管理施設 小松市立月津子育てセンター
- ③所管課 教育委員会事務局青少年育成課

(2) 選定理由

小松市立月津子育てセンターは、社会福祉法人松寿園が指定管理受託者であり、今回が初めての監査であることから監査対象とした。

- 2 監査の種別 公の施設の指定管理者監査
- 3 監査実施日 平成 29 年 10 月 26 日
- 4 監査実施場所 小松市立月津子育てセンター
- 5 監査の範囲 平成 28 年度「小松市立月津子育てセンター」管理委託にかかる出納その他の事務の執行状況
- 6 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 杉林 憲治
- 7 監査の実施手続

監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員が管理委託に関する内容等の検視、検算、抽出照合及び現地確認等の予備調査を行った。

監査当日は、小松市立月津子育てセンターにおいて、社会福祉法人松寿園常務理事及び関係職員並びに所管課である教育委員会教育次長ほか青少年育成課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第 199 条第 8 項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属税理士 南 一栄氏を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

8 重要リスク及び監査の着眼点

今回の監査における重要リスク及び監査の着眼点は次のとおりである。

指定管理者監査

重要リスク	監査の着眼点
所管課や関係機関等との連携が十分になされていないリスク	ア 本市と指定管理者との協定等の内容は適正なものか。 イ 所管課は、団体と定期的な調整会議を行い、課題の解決に向けて具体的な取り組みを行っているか。 ウ 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。その負担区分は合理的か。
施設の設置目的の達成に向けた適切な事業運営がなされていないリスク	ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。 イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

9 管理委託施設の概要

- (1) 設置根拠 小松市子育てを支援する施設に関する条例
- (2) 所在地 小松市月津町ユ 113 番地
- (3) 利用期間 4月1日から3月31日まで
- (4) 目的

地域の子育て家庭に対する支援及び児童の健全な育成を図り、もって子育て環境の向上に資するため、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき設置する。

(5) 事業内容

- ア 子育てに関する相談及び指導に関すること。
- イ 地域の子育て活動の育成及び支援に関すること。
- ウ 仕事と子育ての両立の支援に関すること。
- エ 子育てに関する情報及び学習の機会の提供に関すること。
- オ 放課後児童健全育成事業に関すること。
- カ 児童の健康管理の支援に関すること。
- キ その他子育てに関し市長が必要と認める事業

10 補助金等

団体に支払われている補助金等は、以下のとおりであった。

(単位：千円)

補助金等の名称	金額
月津子育てセンター指定管理委託料	6,335
放課後児童健全育成推進事業交付金	125

11 監査の結果

監査を実施した範囲において、委託料及び交付金の使途については目的どおりにおおむね良好に執行がされていると認められた。

その他、事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので本報告には省略した。